

○議長（高橋伸二君）　ただいま議題となっております各号議案についての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

質疑、質問は、順序に従い許します。二十六番枘和也君。

〔二十六番 枘 和也君登壇〕

○二十六番（枘 和也君）　皆さん、おはようございます。みやぎ県民の声の枘和也です。高橋伸二議長から発言の許可が出ましたので、通告に従い、一般質問いたします。

周知のように、今年一月まで十二か月の世界気温が、観測史上初めて、産業革命前と比較して一・五度を上回ったことが、欧州連合の気候・気象監視機関より報道されてきました。恒常的でないにせよ、ついにその一線を越えてしまったのです。現実に地球環境が危機的な状況にさらされていることが、数値としても明らかになってきました。甚大な被害を伴う気候変動に関する情報が日々報道され、世界的規模で影響を受けることを個人がそれぞれ感じているかと思えます。悲観しているだけでは何も変わらないと分かっていても、何かを始めなければならぬと焦るばかりで、どのような行動が必要なのかさえ分かっていない状況です。しかし、そのような状況でも身近で個人的にできることから始めようと思えば立ち、電気自動車——EVの試乗をしました。ディーラーの方から操作に係る説明を受け、いざ発進。今回試乗したのは、軽自動車のEV。もちろん走り出しは静かでスムーズ、加速も今乗っている軽自動車よりも力強く、そして坂道も軽自動車の感覚を超えるような走行で驚きました。乗り心地は最高でした。しかし、やはり気になるのは、ガソリン車に比べて一回の充電で走行距離が短く、充電時間が長い、充電器の設置数が少ないなど、まだまだ不便なことが多いことや、国などからの補助金はあるにせよ、軽自動車にしてはやはり高価など、乗り換えるとなると不安があるのが事実です。しかし、技術は現在でも進化し続けているので、カーボンニュートラルの必要性を思えば、私たち一人一人の意識改革とこれまでの社会システムを変えなければならぬことを考えると、トライする予定です。みんなが共に安心して暮らせる共生社会を目指すためには、一人一人が自分のできることから行動することによって、社会全体でそのムーブメントが伝搬し、小さな粒でもやがて大きな流れになり、地域が変わっていくと思っています。誰もが共生できる社会であるために大切なことだと思っています。

それでは、今回、大綱三点について質問をさせていただきます。

大綱一点目、みんなが共に暮らせる共生社会を目指すための、障害福祉サービスにおける障害者ピアサポート研修についてです。

障害者総合支援法の見直しにおいても、精神障害者の地域移行や、地域生活において有効とされるピアサポートについては、全国レベルの統一的仕組みがなく、自治体ごとに取りまとめている状況であり、その質を確保するため、ピアサポートを担う人材を養成する研修も含め必要な支援を行うべきと明示され、国は、障害当事者の経験と専門知識と協働することで、障害福祉サービスの向上に結びつくと考え、平成二十八年度から養成制度や研修のプログラムを開発し、研修などを行い、令和三年度の報酬改定で、障害者ピアサポート研修修了者の配置がピアサポート体制・実施加算の算定要件になっていることを踏まえ、以下伺います。

初めに、ピアサポートは、当事者の経験だけではなく、専門領域で活用するため技術が必要なので、実施主体が都道府県、指定都市の障害者ピアサポート研修が事業所の報酬加算取得には必須なのですが、令和六年度においても、宮城県では研修が行われていないようです。その理由はなぜか伺います。

また、日本でも批准された障害者の権利に関する条約は、障害者の人権を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として制定されました。ピアサポート活動が注目され、福祉サービスにおける活用が進められている背景には、障害者の権利に関する条約が大きく影響しているのですが、地域生活支援事業の障害者ピアサポート研修開催の遅れは、障害者の権利の侵害が進んでしまうという認識はあるのか伺います。

次に、東北でのピアサポート研修実施状況を調べてみますと、令和五年度ピアサポート研修を実施していないのは東北六県では宮城県だけですが、この状況を県は認識しているのか、また、今後の障害者ピアサポート研修開催の具体的なスケジュールと方法はどうか考えているのか伺います。

次に、事業者などに聞きますと、令和六年度の報酬改定は、福祉サービスの事業所の大半は減算になっているようです。各事業所の努力が必要な部分も当然ありますが、取り組みもうにも、そもそも配置基準の前提の研修が行われていない実情では、運営が苦しくなるのみです。現在、A型のみでなくB型事業所の県内での閉鎖が見られます。こ

の状況を県は認識しているのか、また、順当であるなら令和三年度から実施していたはずの障害者ピアサポート研修ですが、例えば、三年の遅れはB型事業所で定員二十名の二十名通所と想定すると最大で一年間で約二十四万円、三年間で約二十七万円報酬を受けられなかったことになりましたが、それについて、県の認識と所見を伺います。

次に、障害者ピアサポート研修実施先受皿や講師の選定に当たっては、ピアサポートはリカバリーの精神があり、当事者の体験がリカバリーを歩もうとしている他の当事者への希望をもたらすことが期待されています。そのためには、研修実施先や講師の選定に当たっては当事者の意見も反映していただきたいのですが、三障害、先天性、中途、そして就労など社会参加の実績の有無ももちろん関係しますが、どのように検討されているのか伺います。

次に、大綱二点目、二〇五〇カーボンニュートラルに向けた県の取組についてです。周知のとおり、昨年開催されたG7では、二〇三五年の温暖化ガス排出削減幅を一九年度比六〇%減と共同声明として盛り込まれました。現時点での日本の二〇三〇年の目標は、二〇一三年度比で四六%削減です。更に先進国としての積極的な取組が世界から求められることと思います。この刻々と急激に変化するエネルギーを取り巻く社会的状況を県民の皆様と共有し、次の世代のためにどのようなアクションを起こせばよいのか考えさせられます。県運営の地球温暖化対策情報発信ポータルサイト、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇は、子供たちも含めて多くの県民とこの状況を共有する、とても重要なメディアです。導入部でのビデオメッセージは、熊のイメージキャラクターを使って親しみやすくつくられて好印象なのですが、一方で、地球温暖化対策を何のためにする必要があるのかといった根源的な問いかけがなく、いきなり方法論になってはいないでしょうか。どうも方法論に偏っている印象を受けます。使っていない部屋の電気を小まめに消すことはとても重要なことではありますが、一方で、社会全体で取り組まなければ到底目標は到達できない状況は自明の理であります。要望の一つは、温暖化を抑制するために、個人と社会全体で取り組む二つの側面が必要であるといった重要なメッセージを伝えることです。一つ目は、個人の意識改革と、その行動変容をスタートすること。「あなたにとっての気候変動対策は」との問いに対する日本人の意識調査では、生活の質を脅かすものであるとの回答が六〇%と発表されました。世界平均は二

七％です。多くの日本の方は、取組には我慢が必要だと感じているようです。気候変動対策のために個人のできることで効果的なことの一位は車を使わないこと、二位は電気自動車への切替え、四位は再生可能エネルギーの利用と調査機関から発表されています。個人ができる効果的なことがあるのです。二つ目は、大きな変革として社会の仕組みを変えることです。昨今、スイスの市民団体が政府の気候変動対策が不十分だとして国を訴えた裁判があり、市民の主張を認める判決が出されたことが報道されていました。このように、行政として取り組む姿勢がますます問われる時代になっています。まさに個人と社会の両方で取り組むことが必要で、我々が暮らす地域を守ることは、地球規模での動きを知って、個人が当事者として意識を持って社会と共に行動を起こさなければなりません。

パリ協定では、二〇三〇年までに、産業革命前からの世界平均気温上昇を二度Cより十分低く、できれば一・五度Cに抑えるという目標を掲げました。この目標を達成できた場合には、極端な気象現象とその影響を低減できることがシミュレーションによって分かってきました。このプラス一・五度Cに抑えるということが、重要なキーワードです。このように、社会状況を伝えるためにホームページ再編集をしなければならないと思います。令和五年十一月定例会にて一般質問させていただいたところ、回答は抽象的で、子供や家庭、事業者など、属性に合わせた内容で情報発信ができるよう検討を行っているとの回答でした。前段でも述べたように、カーボンニュートラルの取組には、個人と社会全体で取り組む二つの側面が必要であるといった重要なメッセージと、そして具体的にプラス一・五度Cに抑えるといったキーワードを、分かりやすい内容とともに早速にこのポータルサイトに掲載していただきたいのですが、今後、ホームページの改変を含めて上記の二つの内容を掲載すべきと思いますが、所見を伺います。

次の動画サイトを紹介させていただきます。先日、担当課の方々に紹介したので御覧になっているとは思いますが、国立環境研究所地球環境研究センター副センター長江守正多氏による、地球温暖化のリアル圧縮版動画サイトがとても参考になりました。個人と社会の両方における行動変容が大事であることを分かりやすく説明している国立センターの公共メディアですので、可能であればぜひ、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇でもリンクを張って共有していただきたいと思います。

次に、カーボンニュートラルへの目標の共有についてです。内容を伴った改革と実績で、県が率先してその向かうべきベクトルを示して、民間を誘導していくことが求められます。かねてより一般質問にて御要望させていただきました、CO<sub>2</sub>削減における目標までの年次棒グラフを事前に見させていただきました。とても分かりやすいものになったと思います。そのグラフを、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇でも目標の共有と現時点の実績を把握するために、目につきやすい位置に掲載したほうがよいと思いますが、今後の予定を伺います。

次に、情報の開示についてです。みやぎゼロカーボンチャレンジのホームページがありますが、環境に対する大切な情報をアップ・ツー・デートなタイミングで周知できるように仕組みになっていないと感じています。みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略令和五年三月に公表されている世界動向のEUの削減目標は、いまだに二〇三〇年に五五%となつたままです。一方で、欧州委員会では、二〇四〇年に一九九〇年比で九〇%削減することを欧州議会に勧告したことが、昨年度発表されています。このように目まぐるしく、しかも急激に政策が変化しているのが、エネルギーに伴う情報です。アップ・ツー・デートな仕組みを構築していただき、時代の流れに即応した情報を発信するメディアとして、県民の皆様と共有できることを目指すべきだと思います。このように情報に対し即応する仕組みをホームページにつくる予定があるのか伺います。

次は、県有施設の再エネ電力利用割合についてです。令和五年六月定例会の一般質問にて、県有施設の電力使用量に占める再エネ電力の割合について質問をし、二〇三〇年度目標での県有施設の電力使用量に占める再エネ電力の割合を約五%にすると回答がありました。事前ヒアリングにて、県全体での二〇三〇年における使用電力の再エネ電力利用割合は三六%であるとのグラフを見せていただきました。この県全体の目標に対して、県有施設として約七分の一の数字です。行政として示さなければならない数値として、あまりに低い値だと思います。せめて県全体の数値を超えて計画及び実績をつくることで、民間の意識を変えていくことが県として求められていることと思います。東京都では、二〇三〇年に都有施設の使用電力の再エネ電力利用割合を一〇〇%にするところが既に発表されています。また、政府実行計画では、公共施設での目標として、二〇三〇年度までに調達する電力の六〇%以上を再生可能エネルギーとすることも発表され

ています。少なくとも本来は政府目標を目指すべきだと思います。率先垂範を行動目標に挙げている県として、県有施設の対策がこのようなことでは、到底民間を誘導できるようなものではなく、行動規範になっていないと思いますが、いかがでしょうか。所見を伺います。また、この数値を上方修正する予定はあるのでしょうか。併せて伺います。

次に、リーディングケースになるZEB施設についてです。国土交通省から、脱炭素社会の実現に向け、官庁施設整備において消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにするZEB化を推進するために、新築する場合には原則ZEB Oriented相当とすることを想定し、官庁施設整備においてZEB化を推進することが報道されています。このパネル——皆さんの配付資料の右側、図一の右下を御覧ください。（パネルを示す）ZEB Oriented相当以上は、次の基準で表されます。事務所など、学校など、工場など、BEI数値（再生可能エネルギーによる削減量を含めない）がコシマ六以下。今言った以外の建物については、BEI数値が〇・七以下という基準であります。弊党、立憲民主党でも、政府に公共施設について次のように提言させていただいております。日本では建物の断熱性能が諸外国に比べて低く、穴の空いたバケツ状態になっていることから、日本全体の建物の断熱性能の大幅向上、ZEH及びZEB化の早期実現を図るものです。

宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設について、ZEB Orientedとして基本設計を行っているとのことでした。県全体の目標に対して、その一部である県有施設としてどうあるべきかをフィードバックして、それぞれの施設の省エネ性能を設定するべきだと思います。また、県有施設を完全なZEB施設にすることは大変な県民へのメッセージとなり、啓蒙活動の一環としても初めてそのランドマークとなるのだと思います。少しでも効果的に削減目標に近づける努力をしなければならぬときです。公共建築として少なくとも今後五十年以上使用され、エネルギーを使い続ける施設です。現在設計を進めている県有施設における省エネ設定によって、県全体での目標が達成できるのでしょうか。全体計画に対する位置づけを基本設計完了させた宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザにての計画について、どのような経緯でZEB Orientedにしたのでしょうか、所見を伺います。単なる国の設定といったことでは、全体の目標達成ができないのではないのでしょうか。発注する側の県として、全体

計画におけるB E Iの設定が妥当であるか、併せて伺います。

次に、既存の県有施設の改修計画です。事前ヒアリングにて、既存県有施設のZ E B化可能性調査の対象施設は、類似施設への水平展開が期待できる試験研究機関、学校、宿舍つき施設の三施設を選定したとお聞きしました。建物用途、既存の条件や改修における状況によって、省エネをそれぞれ個別に設定すべきだと考えています。東京都では、既存施設の省エネ推進のため、省エネ手法と効果を定めた省エネ更新基準を策定して計画していると発表されてきました。このように、結果としてのB E I数値ではなく、目標設定が必須だと考えています。県がその建物の省エネグレードを設定して、県全体としての一次エネルギーの消費を抑制して目標を達成させること、また、この三施設の改修計画として事前にヒアリングしたところ、高効率設備の更新、照明のL E D化、人感センサー、B E M Sの導入などが改修の方向性と伺っております。そこで、またこのパネル及び配付資料、今度は右側の図二のように、まずはこの三角形の下段、パッシブ技術による断熱とサッシなどのグレードアップをして一次エネルギーを抑制し、省エネをしてから、次にこの三角の中段の分、アクティブ技術による設備改修へ計画をするところが大切な順序であると国土交通省から発表されています。それぞれの施設が県として全体の目標設定からフィードバックして省エネ性能を設定しているのか、経緯を伺います。また、県の考え方は、なぜ最初にアクティブな手法ではなく、徹底的な省エネを試みていないのでしょうか。併せて伺います。

次に、既存施設のZ E B改修の計画の公表についてです。Z E B化をする計画の建物を、県民にきちんとホームページにて公表することが大切だと思います。既存の県有施設の改修についてですが、東京都は、東京都公文書館を一次エネルギー消費量は従来の建物と比べて省エネルギーにより五〇%以上の削減、Z E B R e a d y相当を達成した上で、更に、太陽光発電による創エネルギーを加えて七五%以上の削減、N e a r l y Z E B相当を目指し、設計時のシミュレーションツールによる計算では約九割削減できる見込みとなったことを、経過も含めて分かりやすく公表しています。Z E B化をする計画について、民間にも取組を啓発する意味でも、既存改修も含めて計画を具体的に公表すべきと思うが、所見を伺います。

次に、Z E B化をする施設の調査のスケジュールについてです。環境省のZ E B

PORTALのZEBの実現・普及に向けたロードマップによると、公共建築物の取組において、二〇二〇年度前半でデータの収集、進捗管理をして、標準仕様化に至ることが明記されています。県は、現在でもまだ調査をしている段階であると想定されます。迅速に調査を進めることが必要かと思いますが、いかがでしょうか。所見を伺います。

次に、大綱三点目、女川原子力発電所についてです。

五月二十七日、東北電力は、女川原発二号機の安全対策工事が完了したと発表しました。今後は、今年九月頃に想定している再稼働に向けたプロセスを進めていくということでもあります。しかし、この安全対策工事は、今年元日の能登半島地震発生以前に計画されたものであり、したがって当然、能登半島地震の知見は一切反映されていません。想定を上回る海底活断層の連動や地殻変動が起きたこと、それらが原発に与える影響などについては、まだ調査・研究の途上です。また、能登半島地震では家屋の倒壊や道路の寸断が多発し、原発事故との複合災害が起きていたら、半島部では避難も屋内退避もできなかったことが大きな問題となりました。この問題について、五月十日に開催された第六十八回女川原子力発電所環境調査測定技術会に、原子力対策課から能登半島地震を踏まえた対応についてという資料が提出されています。この資料で説明されている女川原発周辺の原子力防災対策を踏まえて、以下伺います。

まず、女川原発周辺の避難道路について伺います。現在、防災道路ネットワークの構築に向けて、国道三百九十八号線石巻バイパス沢田工区、県道石巻鮎川線風越三期桃浦工区、県道女川牡鹿線大谷川浜小積浜工区の整備を進めているということですが、それぞれ完成はいつ頃を予定しているのか。また、これらの道路が完成するまでの間は原子力防災体制が十分ではないということになりますが、どのような対策を取る考えか。なぜ避難道路が完備する場合に女川原発再稼働を認めてもよいのか、併せてその理由も伺います。

また、能登半島地震では、道路の崩壊や亀裂が多発し、志賀原発三十キロ圏内の三十か所以上で道路が通行止めとなり、うち八路線は迂回路が確認できなかったということです。女川原発周辺においては、どこで何か所の通行止めが起こると想定しているのか、その対策はどのように立てているのか伺います。

次に、女川原発事故の屋内退避について伺います。自宅の損壊などで使用できない

場合は、指定避難所など別の建物へ屋内退避を実施するということですが、能登半島地震では、学校や公民館などの避難所も損壊する事例が発生しました。その対策はどのように立てられているのか。また、女川原発三十キロ圏の住民避難用の放射線防護対策施設は十二か所あるとのことですが、能登半島地震では、建物の健全性が失われ陽圧化装置が意味をなさなくなる施設が発生しました。対策はどのように立てられているのか、併せて伺います。

次に、女川原発三十キロ圏に二十一か所設置されている、モニタリングステーションについて伺います。これらのモニタリングステーションには、商用電源に加えてUPS、非常用発電機を備えて電源を二重化しているということですが、このUPS、非常用発電機は、それぞれ何時間ぐらいいもつもののですか。そのもち時間は、一般の能登半島地震、更には東日本大震災で発生した停電期間に照らして、十分なのでしょうか。もし十分でないとしたら、電源切れで欠測期間が生じる対策をどのように立てる考えか、所見を伺います。

次に、避難においても屋内退避においても、女川原発周辺の原子力防災体制について、能登半島地震を踏まえた検証・見直しが十分に行われたとはとても言えない状況です。同じく再稼働前の原発を抱える新潟県では、能登半島地震の課題を検証するための新たな有識者会議を設置するということです。宮城県においても、能登半島地震の課題を検証し、対策を見直すための有識者会議を設置すべきと考えます。二〇二〇年の地元同意を出す前に設置した女川原発安全性検討会を再開し、議論を始めるべきと考えますが、いかがでしょうか。そして、県としての検証と見直し作業が終わるまでは、女川原発二号機の再稼働を待つように東北電力に申し入れるべきと考えますが、併せて知事の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきたいと思います。御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 柘和也議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、障害福祉サービスにおける障害者ピアサポート研修についての御質問にお答えいたします。

初めに、研修が行われていない理由と、権利の侵害に対する認識についてのお尋ねにお答えいたします。

障害当事者が自らの経験等を踏まえて同じ目線で相談・助言等を行うピアサポーターは、障害者が自立的に生活する上で重要な役割を担っています。このピアサポーターを育成するための障害者ピアサポート研修は、令和二年度から国の地域生活支援事業費等補助金の対象事業に位置づけられておりましたが、県と同様に実施主体となる仙台市との調整や、研修講師の確保等について、他の都道府県等の実施状況等を踏まえながら検討を進めているものであります。本研修は、障害福祉サービス事業所等で働くピアサポーターの質を担保し高めていくためのものであり、研修開催の有無が直ちに障害がある人の権利を不当に侵害するものではないと考えておりますが、障害者の地域生活支援の向上と事業所の報酬加算の取得に向けて、更に検討を進めてまいります。

次に、東北六県でのピアサポート研修実施状況に対する認識と、研修開催のスケジュールや方法についての御質問にお答えいたします。

ピアサポート研修の実施状況については、今年三月に国から通知のあった調査の結果により、御指摘のような状況にあることを認識しております。こうした状況も踏まえ、現在、早期の研修実施を目指して、仙台市と具体的内容を協議しているところでございます。

次に、大綱二点目、二〇五〇カーボンニュートラルに向けた県の取組についての御質問のうち、県有施設の再エネ電力割合についてのお尋ねにお答えいたします。

二〇三〇年度の県の事務事業における温室効果ガス排出削減の目標達成を確保するために必要な再エネ電力の割合について、発電事業者からの調達分は計画では三六%を見込んでおり、これに加え、太陽光発電設備を設置するなどの県独自の取組により、最大で五%導入する必要があると試算しております。更に、二〇五〇年のカーボンニュートラルの実現に向けては、今後、再エネ電力の使用割合を大幅に引き上げていく必要があります。そのため、今年度、県の施設及び未利用地を活用した最大限の太陽光発電設備の導入について調査検討しているところでありますが、導入に当たっては、県内の自

治体や民間企業の取組の参考となり得るような、地産地消型及び地域共生型の先導的なモデルを構築したいと考えております。また、再エネ電力割合の目標については、温室効果ガスの排出削減目標に関する国際的な動向や国の方針を踏まえ、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略の削減目標を改訂する場合において、再生可能エネルギー技術の普及状況なども考慮しながら、必要な見直しを行ってまいります。

次に、大綱三点目、女川原子力発電所についての御質問のうち、能登半島地震を踏まえた安全性検討会の再開と、再稼働を待つように東北電力に申し入れるべきとのお尋ねにお答えいたします。

女川原子力発電所二号機の安全性に関する検討会は、国の新規制基準に適合することにより向上する安全性等について、東北電力からの施設変更に関する事前協議への回答の参考となる御意見を頂くことを目的として設置したもので、もう既に役割を終えております。能登半島地震を踏まえた検証につきましては、我が県に限った問題ではなく、国により検証が進められるものと考えており、新しい知見等が確認された場合には、必要に応じ、地域防災計画等の見直しを行うこととしております。なお、女川原子力発電所二号機の再稼働については、令和二年十一月、県議会や市町村長の御意見等をお聞きした上で、政府の方針に対し、県として理解表明をしたものであり、現時点で原子力規制委員会から特段の問題は報告されていないことから、現在もその考えに変わりはありません。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱三点目、女川原子力発電所についての御質問のうち、避難道路についてのお尋ねにお答えいたします。

国において整備が進められている国道三百九十八号石巻バイパス沢田工区は、現在、道路等の設計を実施するとともに、今年度から一部用地買収に着手すると伺っております。また、県が整備を進めている県道石巻鮎川線風越Ⅲ期桃浦工区は、鮎川側の道路改良工事を進めているほか、県道女川牡鹿線大谷川浜小積浜工区は、来月から主要構造物であるトンネルの掘削工事に着工する予定です。県としましては、引き続き、早期の工

事完成に向け、国と連携しながら鋭意取り組んでまいります。また、女川地域原子力防災協議会において令和二年三月に避難計画を取りまとめた、女川地域の緊急時対応は、国において具体的かつ合理的であると了承されており、この三工区が整備されることにより、実効性が更に高まるものと考えております。なお、大規模災害発生時には、発電所周辺の道路が通行止めになることも想定されますが、緊急時対応では、陸路が使用できない場合も想定し、海路・空路での避難を行うこととしており、自衛隊等にも御協力いただき、実際に訓練も行っているところです。

次に、住民等の屋内退避についての御質問にお答えいたします。

女川地域の緊急時対応では、原子力災害時に、発電所からおおむね五キロメートル圏内のPAZ及び牡鹿半島周辺の準PAZにおいては、避難することとされており、それ以外の三十キロメートル圏内のUPZでは、屋内退避をすることとされており、緊急時対応で定められた屋内退避に関する方針では、自然災害による家屋倒壊など、屋内退避が困難な場合には、市町が開設する近隣の指定避難所等へ屋内退避を行うこととされており、指定避難所等における屋内退避も困難な場合には、近隣の別の指定避難所等や、UPZ外の避難先へ速やかに避難を実施することと定められております。また、PAZ及び準PAZにおいて、避難の実施により健康リスクが高まる方などは、放射線防護対策施設で屋内退避を行うことになっており、この施設については、耐震構造あるいは耐震性能に支障がないことを確認しております。仮に施設の陽圧化設備が十分に機能しない場合であっても、放射線防護の観点から、まずは屋内退避をすることが有効であり、その上で、安全に避難ができる準備が整い次第、健康状態や原子力災害等の状況に応じて、避難の実施を判断することになります。

次に、モニタリングステーションの非常用電源についての御質問にお答えいたします。

無停電電源装置であるUPSについては、非常用発電機が稼働するまでの電源を補充するために設置するものであり、五分程度の稼働が可能となっております。非常用発電機については、緊急時モニタリングについて国が定めた方針に基づき、燃料補給等を行うことなく、三日間は連続稼働できる設備を設置しています。また、国は、長期対策として「燃料補給や可搬型モニタリングポストによる代替等により、連続して測定でき

る体制を確保すること」と示しており、我が県では、県石油商業組合及び県石油商業協同組合と締結した災害協定により、七日以上の燃料を確保し、職員等が非常用発電機に補給を行うこととしております。更に、測定機器の故障等にも対応できるよう、交換可能な充電知識の可搬型モニタリングポストを整備するなど、欠測期間が発生しない体制を構築しております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱二点目、二〇五〇カーボンニュートラルに向けた県の取組についての御質問のうち、ポータルサイトへ掲載する情報についてのお尋ねにお答えいたします。

県民、事業者、行政など、あらゆる主体が一体となり、県民総ぐるみによる温暖化対策を推進していくためには、県内の幅広い方々に、温暖化対策の必要性や目標、それぞれが果たすべき役割について理解していただくことが大変重要と考えております。県では、今年八月をめどにポータルサイトの見直しを進めておりますが、新しいサイトでは、社会全体で二〇五〇年カーボンニュートラルに取り組む機運を醸成していくため、気温上昇一・五度の抑制を全世界の共通目標とすること、我が県としてみやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇県民会議において官民連携の取組を推進していくことなどを広報してまいります。あわせて、県民一人一人が地球温暖化問題を自分事として捉え、脱炭素型のライフスタイルや事業活動に転換していくための後押しができるよう、温暖化による影響や取組例について、国立環境研究所のサイトも含め、身近で分かりやすい情報の発信に努めてまいります。

次に、二酸化炭素の削減における目標までの年次棒グラフの掲載位置についての御質問にお答えいたします。

みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略の目標達成に向けては、戦略で掲げる目標とその進捗について、県民の皆様との共有に努め、行動を喚起していくことが重要であると認識しております。そのため、ポータルサイトでは、温室効果ガス排出削減の目標及び達成状況について、より多くの方に閲覧いただけるよう掲載箇所を見直すこと

もに、日々の生活や経済活動における温暖化対策の積み重ねが目標達成に貢献することをお伝えするなど、改善を図ってまいります。

次に、急激に変化する情報に即応する仕組みについての御質問にお答えいたします。みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略は、三年ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂することとしております。しかしながら、地球温暖化対策をめぐる国内外の動向が急激に変化していることを踏まえ、戦略の内容と関わりの深い情報については、ポータルサイトを活用し、最新の情報を随時発信してまいります。

次に、県民会館と民間非営利活動プラザ複合施設のZEB化についての御質問にお答えいたします。

県民会館及び民間非営利活動プラザ複合施設については、より高いレベルのZEB化を目指し、基本設計において検討を行ってまいりましたが、現在進めている実施設計において詳細なシミュレーションを行った結果、エネルギー効率上不利な、ホールなどの大空間を有する建物形状等の特性もあり、エネルギー消費量を五〇%以上を削減するZEB Ready以上を達成することは困難との結論に至りました。一方で、外壁・屋根の高断熱化や遮熱性能が高いサッシの採用により断熱性能を向上させることに加え、高効率の設備機器や制御機能を備えたLED照明の採用など、更なる設計上の工夫を凝らした結果、エネルギー消費量を三〇%以上削減するZEB Orientedを達成できる見込みとなったものです。今後は、県民会館及び民間非営利活動プラザ複合施設を先行事例とし、新築及び改修を予定している県有施設について、計画的にZEB化や省エネ化の検討を進め、各施設の特性や費用対効果を踏まえながらエネルギー使用量の削減に取り組むことによって、二〇三〇年度の目標を達成できると見込んでおります。

次に、ZEB化可能性調査の目標設定についての御質問にお答えいたします。昨年度実施したZEB化可能性調査では、あらかじめ省エネ性能の目標値を設定するのではなく、対象施設ごとに構造や空調・照明等の設備の状況を調査し、複数の改修モデルの中から費用対効果を確保できるものを選定しております。そのため、対象施設によって省エネ性能は異なっております。また、調査では、外壁やサッシの断熱化は施設の改修工事と併せて実施することが経済的であることや、空調・照明設備の高効率化のみの実施でも経費を抑えながら十分な省エネ効果を得られることが明らかになってお

ります。そのため、対象施設の改修計画を踏まえ、二施設については高効率設備への更新を中心とし、一施設についてはサッシの断熱化を含めた改修モデルを選定いたしました。今年度は、昨年度の調査を踏まえ、県有施設のZEB化・省エネ化に関する指針を策定することとしており、この策定作業の中で、ZEB化や省エネ性能の目標設定、施設の特性に応じた改修モデルについても検討してまいります。

次に、県有施設のZEB化の公表についての御質問にお答えいたします。

県有施設のZEB化によって得られた知見を市町村や民間部門の取組の参考にしていただくことは、県内のZEB建築物の普及拡大に寄与するものと考えております。そのため、ZEB化の事例のほか、今年度策定する県有施設のZEB化・省エネ化の指針について積極的に公表していきたいと考えており、その具体的な内容や実施方法について、今後検討してまいります。

次に、ZEBの実現・普及に向けた調査についての御質問にお答えいたします。

県では、昨年度実施したZEB化可能性調査において、三施設の改修モデルを検討したほか、国のロードマップを参考にしながら、二百十の県有施設の用途や規模、使用している機器の熱源、エネルギー消費量などのデータを収集いたしました。今年度は、これらのデータを基に、優先的にZEB化を実施すべき施設の選定基準のほか、設計段階における手続及び検討事項、省エネ化の目標設定の考え方などを定めた指針を、今年中に策定したいと思っております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、障害福祉サービスにおける障害者ピアサポート研修についての御質問のうち、就労継続支援事業所の閉鎖と報酬を受け取れていないことへの認識についてのお尋ねにお答えいたします。

今年度の報酬改定においては、主に就労継続支援A型では、一日の平均労働時間が短い事業所で単価が引き下げられ、B型では、平均工賃月額が低い区分の事業所で、同じく単価が引き下げられたところです。経営を取り巻く厳しい状況の中で閉鎖する事業所があることは承知しておりますが、その主な理由として、特にB型においては、利用

者不足のケースが多いと伺っております。また、障害者ピアサポート研修に関連する報酬加算については、一月一人当たりの報酬単価が千円であり、事業所の閉鎖との関連性は限定的であると認識しておりますが、質の高いピアサポート活動を推進するためにも、今後、報酬加算の取得に向けた研修体制を整備していく必要があると考えております。

次に、研修の実施先や講師の選定についての御質問にお答えいたします。

障害者ピアサポート研修は、質の高い人材を確保する観点から、国で実施要綱を定め、標準的なカリキュラムが明示され、ピアサポーター等の障害当事者を講師とするこゝととされております。また、受講者が障害当事者であることから、コミュニケーション支援などの受講環境や休憩時間等に配慮することとされております。本研修の実施に当たっては、障害福祉関係施策に精通し、類似の研修事業の実績があるなど、円滑な運営が可能である事業者を選定したいと考えております。講師の選定についても、障害種別を考慮した上で、関係団体等の意見を伺いながら、リカバリーの信念を持ち、ロールモデルとなり得る障害当事者の方となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） 答弁ありがとうございます。知事の答弁はあんまり前向きな答弁がなかったんですけれども、障害者ピアサポート研修について伺います。今検討しているということなんですけれども、実際この検討についていつから始まったのか、その辺お聞かせください。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 仙台市御当局と、政令市と都道府県で両方で実施主体になり得るということもありますので、その辺の協議は具体的に進めているところでありまして、そういった検討状況でございます。なるべく、知事も答弁申し上げたとおり早期に開催できるように準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） 知事の答弁の中で早期という言葉はなかったんですけれども、やはり、この間障害福祉課のほうから頂いた資料では、講習会が令和二年度から始まり、令和三年度実績が四十七都道府県で約九県一九％、そして令和四年度で四十七都

道府県のうち二十二県四七％、そして令和五年度にはもう三十六県で、もう八割強で終わっている準備なので、本当にいつから始まるのか、やはり事業所として見れば待っているような状況なので、その辺ももう少し前向きな答弁が欲しいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私の答弁も、できるだけ早期にというふうには答弁をさせていたできました。難しいのは、これ、やる気がないわけではない、やる気はあるんですけども、仙台市さんの調整がちょっと時間がかかっているということです。仙台市もやる気がないわけではないんですけども、ですから、その調整、ちょっと時間がかかっていますけれども、今年度中か来年度には必ずやれるというふうには思っておりますが、まだちょっと調整中ですので、いつからやるということをも明言することは控えさせていただきます。

○議長（高橋伸二君） 二十六番柘和也君。

○二十六番（柘和也君） ぜひ早期に検討してもらって、例えば先ほどの講習会の受皿とか、あと講師の養成にも多分時間がかかると思っていますので、遅くても令和七年度くらいから始められるようにぜひ努力してほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 御指摘のような様々な調整もありますし、当然ながら予算措置を伴うことになりますので、そういった観点も含めながら、仙台市との協議を含め、急ぎ検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 二十六番柘和也君。

○二十六番（柘和也君） ぜひそのようにお願いしたいというふうには思っております。

先ほど知事の答弁の中で、カーボンニュートラルについての答弁がありました。ちよつと意味がよく……。三六％に五％上乗せするという答弁でよかったんだかね、この辺ちよつと。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木均君） 三六％の関係なんですけれども、これは国のエネル

ギー基本計画で再エネ電源の構成比率が三六〜三八%というふうになっております。これを受けまして、電気事業者において、この目標において、国全体で二酸化炭素の排出係数とかの目標を定めているというような状況でございます。これらを踏まえて、県の戦略では、事務事業におけるCO<sub>2</sub>の削減を五一%というような設定をさせていただいているところでございます。要は、調達電源につきまして約六割、三六%を再エネで調達しますというような形で行っておりますので、我々が調達する電源では三六%相当が再エネ相当が含まれていると。これに基づいて、二酸化炭素、我々の事務事業で排出する削減量を計算すると、約六割くらい削減ができると。我々としてはまだ五一%まで削減しなければいけないので、その差分を全て再生可能エネルギーで電力を調達するというような形になった場合は、現在の電気の使用量の五%相当分に該当する部分が再エネ相当になるということで、今、知事から説明をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋伸二君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） ありがとうございます。分かりました。

それでは、先ほどの知事の原発に対する四番目の回答で、有識者会議、安全性検討会議をもう一回設置したほうがいいという、その役割は終わっているんだということなんでしょうけれども、知事の答弁の中で、国により検証が進められているというような答弁がございました。やはり立地自治体である県でも、本当は組織を設けて検証しなくちゃいけないのではないのかなというふうに思うのですが、その辺の御認識をお聞かせください。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） これは宮城県内で起こった問題ではなくて、能登半島で起こった問題だということでありまして、これに対して県が検証しようとしても、データを取り寄せることも簡単にはいかないということでもあります。やはりこういったような問題は、一地域の問題ではなくて、国がしっかりと検証を進めるべきであるというふうに考えているということです。

○議長（高橋伸二君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） 今回は能登半島で離れているところだというような回答な

んですけれども、やはり海底が四メートルも隆起してみたり、大自然相手なのでどういふふうになるのか分からないのが常だというふうに思っておりますので、やはり県でももう一度、しつこいようですけれども検討すべきだと思うのですが、もう一度お願いします。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 能登はかなり隆起をいたしました。宮城県のほうはプレートの関係があつて地面が沈み込んだといったような違いもございます。したがって、能登の状況がそのまままた宮城で反映できるかというところ、決してそうではないというふうには思っております。そういった意味では、国が日本全体を見ながらしっかりと検証した上で、能登の状況から、宮城の場合はこのようなことを考えられるという新たな知見が出てくれば、その際にはまたいろいろ検討もしてまいりますけれども、現在においては、宮城のこの周辺の状況について、特に大きな新たな知見というものが出ていないということでありますので、県としてこれに合わせて、能登半島を教訓にして新たなものをまた検討するということは、今の段階では考えていないということでございます。

○議長（高橋伸二君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡和也君） やはり原発には想定外というようなことはあつてはならないと思ひますので、ぜひその辺、常に検討をしていただければというふうに思っております。

それで、今回、池田副知事、大変二年間お世話になりました、ありがとうございます。また、会派でも勉強会を行っていただいたりいろいろお世話になり、本当に感謝申し上げます。例えば宮城、これからの半導体産業、PSMCさんを迎えてこれからというところ、きだつたのですが、非常に時期的には残念ではございますけれども、総務省に戻つても健康に留意され御活躍されることを御祈念申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。本当に疲れさまでございました。